

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にYに本社を有するA会社に採用され、配属先であるB県C市所在の同社D支店（以下「会社」という。）において工事の管理監督者として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後3時頃、会社の事務室において、プリンターに出力した印刷物を取りに行く途中、突然痙攣症状を起こし、意識を消失して事務室の床に転倒したため、E病院に救急搬送されたところ「頸髄損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、入院、療養となった。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

請求人には、頰椎椎間板ヘルニア、頰椎症性脊髄症、頰椎後縦靱帯骨化症等の基礎疾病があったことが認められるほか、アルコール摂取後の痙攣発作及び胸痛発作（狭心症との診断）を起こすなどの既往歴もあった。本件傷病を発症した入社当日何らの事故も発生しておらず、また、過重な業務等による負荷も認められないことから、決定書記載のとおり、請求人の本件傷病の発症には業務起因性は認められない。

請求人らは、会社が事故当日に無理に出勤することを強いたことが本件傷病を発症させた原因である旨主張するが、実際に請求人が拒否するところを無理に出勤させたとする資料もない。請求代理人は、公開審理において、当日の出勤時刻は午前11時頃であった蓋然性が極めて高いと申述しており、また、請求人自身も当日午前11時前に電車で出勤した旨申述しており、その出勤時刻は通常の前8時45分よりも2時間15分も遅いことから見て、当日に通常業務を行わしめる目的で出勤を求めたとは認め難く、さらに、午後2時過ぎにはF支店長から「帰っていいよ」と言われたと述べていることから見て、少なくとも請求人の体調如何にかかわらず強制的に勤務を強いたとは認められないものである。

なお、請求人らは、最高裁判所第3小法廷平成8年3月5日判決・平成4年（行ツ）第70号を例示して、本件との共通性を強調するが、同事案とは傷病名も異なり、業務に従事することとなる経緯及び業務内容も全く異なるものであり、本件との類似性は認められないものであることを付言する。

以上のことから、請求人に発症した本件傷病は、業務上の事由によるものとは認められないものである。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。